11月9日（月）からコンビニで「マイナンバー入り住民票」が取得可能に！

11月9日（月）スタート！マイナンバー入りの住民票がコンビニで取れます

これまで市役所窓口でのみ発行していた「マイナンバー（個人番号）が記載された住民票の写し」が、全国のコンビニエンスストア等のマルチコピー機でも取得できるようになります。また、マイナンバー入りの住民票も10円で取得可能です。便利でお得なコンビニ交付サービスをぜひご活用ください！

※取得にはマイナンバーカード及び4桁の暗証番号が必要です。

重要

システム標準化移行に伴うコンビニ交付サービスの一時停止について

国が推進する「地方公共団体情報システム標準化」及びマイナンバー入り住民票対応に伴うシステム切替作業のため、以下の期間、コンビニ交付サービスを一時停止いたします。市民の皆様にはご不便・ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

【コンビニ交付サービス停止期間】

10月26日（月）～11月8日（日）※11月9日（月）より再開予定です。

【停止するサービス・証明書】

期間中は、コンビニエンスストア等のマルチコピー機での以下の手続き・発行ができません。

●各種証明書の交付
- ・住民票の写し
- ・印鑑登録証明書
- ・戸籍謄本・抄本（全部・個人事項証明書）
- ・戸籍の附票の写し
- ・税証明書（所得証明書・課税証明書）

●本籍地利用登録申請

【停止期間中の証明書取得について】

コンビニ交付停止期間中も、窓口では通常どおり証明書の発行を行っております。
※停止期間中は開庁時間内に窓口をご利用ください。

問　うるま市役所 市民課　☎973-3206

うるま市子育て世帯デジタル給付金

物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するため、1世帯あたり1万円分の電子マネーを支給します。対象となる世帯によって申請手続きが異なります。

支給額・支給方法

- **●支給額**　対象世帯1世帯につき1万円
- **●支給方法**　電子マネーアプリ「うるまるペイ」
- **●利用可能期間**　令和8年12月1日（火）から令和9年2月28日（日）まで
  ※期限を過ぎると電子マネーは失効しますのでご注意ください。
- **●利用可能店舗**　うるマルシェ及びホームセンタータバタ石川店（予定）

対象世帯と手続き方法（基準日：令和8年9月1日）

【A】手続きが「不要」な世帯

●対象

基準日時点で市内に住民登録があり、18歳以下（高校生年代以下）の児童がいる世帯

●方法

対象世帯の世帯主へ「支給のお知らせ」を11月末頃郵送します。案内に沿って専用アプリで受給してください。
（申請不要）

【B】手続き（申出書）が「必要」な世帯

●対象　**以下のいずれかに該当し、18歳以下の児童がいる世帯**

1.基準日～令和9年1月31日までに児童が生まれた世帯
2.基準日～令和9年1月31日までにうるま市へ転入した世帯
3.同期間に離婚（または離婚前提の別居）をした世帯
4.児童が市外に住んでいる（別居監護している）世帯

●方法　**こども家庭課の窓口へ「申出書」の提出が必要です。**

申出書様式、必要書類等については市HPをご確認下さい。

詳しくはHPをご確認ください。

問　「うるま市子育て世帯デジタル給付金」専用コールセンター　☎0120-611800
事務委託事業者：TOPPAN株式会社
令和8年11月4日（水）～令和9年2月26日（金）9：00～17：00（土日祝と12月29日（火）～1月3日（日）除く）